参考資料１

国立大学法人化後の現状と課題について（中間まとめ）（抄）
（文部科学省　平成 22 年７月 15 日）

３．　法人化後の状況分析

（２）国立大学法人制度の運用状況

③財務会計関係

オ．　出資、余裕金の運用等

　国立大学の法人化により、各法人が各年度において暫く使用しない余裕金について、一定の制限はあるものの、その自主的な運用が可能[*65]となるとともに、各法人が関連する業務について、出資を行うことも可能となっている。

　各種意見聴取においては、こうした運用や出資について、自律的な経営環境の構築に向けて、一層の緩和や拡充を求める意見も出されている。

４．　今後の改善方策

（３）財務基盤の強化

ア．国（文部科学省）における対応

○各法人の財政的自立を高める観点から、余裕金や資産の運用の弾力化、国民が各法人に対して寄付を行いやすい環境の整備等を検討する。

---

*65 余裕金の運用については、元本割れをしない安全資産による運用が可能となっており、国債、地方債、銀行預金等に加え、平成 20 年３月に文部科学大臣告示により新たに財投機関債、金融債、社債、外債等による運用が可能となっている。